資料編

1 計画の見直し経過と体制

(1) 市川市食育推進計画 (第4次) の策定経過

| 実施日 | 会議・連絡会 | 主な内容 |
|---------------------|----------------|--|
| 令和3年9月27日 | 第3回食育関係課会議 | 第4次計画策定準備 今後のスケジュール確認 |
| 11月 9日 | 第4回食育関係課会議 | 第3次計画の成果と課題の振り返り 今後の方向性について- |
| 11月25日 | 第2回食育推進関係機関連絡会 | |
| 令和4年3月10日 | 第5回食育関係課会議 | 第4次計画の方向性と指標について 食育アンケート項目の検討 |
| 5月20日 | 第1回食育関係課会議 | 食育アンケート内容の確認 事業調査の実施について 第4次計画策定のスケジュール等 |
| 5月20日 ~6月13日 | | LoGo フォームによる 「食育に関するアンケート実施」 |
| 6月 7日 ~6月20日 | | e-モニター制度による 「食育に関するアンケート実施」 |
| 7月 1日 | 第2回食育関係課会議 | 食育アンケートの結果報告 第4次計画の方向性と数値目標の検討 |
| 7月14日 | 第1回食育推進関係機関連絡会 | 食育アンケートの結果報告 第4次計画の方向性について |
| 10月 7日 | 第3回食育関係課会議 | 第4次計画の骨子案について |
| 11月17日 | 第2回食育推進関係機関連絡会 | 第4次計画の素案について意見聴収 |
| 12月 9日 | 第4回食育関係課会議 | 第4次計画書最終案の調整 |
| 令和5年1月 4日 ~2月 2日 | | パブリックコメントの実施 |
| 3月 9日 | 第5回食育関係課会議 | パブリックコメントの実施報告 計画策定報告、意見交換 |

(2) 市川市食育推進関係機関連絡会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において総合的かつ効果的な食育を推進するため、本市が関係機関 と調整を図ることを目的として開催する市川市食育推進関係機関連絡会(以下「連絡会」と いう。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調整事項)

- 第2条 市長は、連絡会を開催し、関係機関と、次に掲げる事項について調整を図るとともに、 食育の推進に関し情報を共有するものとする。
 - (1) 本市が定める食育の推進に関する計画に関すること。
 - (2) 食育の推進に係る連携に関すること。
 - (3) 食育の具体的な事例の紹介に関すること。
 - (4) その他食育の推進に関し市長が必要と認める事項

(出席依頼)

- 第3条 市長は、連絡会を開催するに当たっては、次に掲げる関係機関に対し、当該関係機関 に所属する者それぞれ1人の出席を依頼するものとする。
 - (1) 一般社団法人市川市医師会
 - (2) 一般社団法人市川市歯科医師会
 - (3) 市川市 P T A 連絡協議会
 - (4) 市川市私立幼稚園協会
 - (5) 市川市食生活サポート協議会
 - (6) 市川市漁業協同組合
 - (7) 千葉伝統郷十料理研究会
 - (8) 市川市農業協同組合
 - (9) 市川商工会議所
 - (10) 市川市消費者モニター友の会
 - (11) NPO法人日本食育ランドスケープ協会
 - (12) 千葉県市川健康福祉センター
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて学識経験者1人及び生産者1人に対し、 連絡会への出席を依頼することができる。
- 3 市長は、第1項各号に掲げる関係機関について、本市における食育の推進状況を踏まえ、 おおむね2年ごとに見直しを行うものとする。

(連絡会の進行)

第4条 連絡会は、保健部保健センター健康支援課長が進行するものとする。

(報償金)

第5条 市長は、連絡会に出席した者(第3条第1項第7号に掲げる千葉伝統郷土料理研究会 及び同項第12号に掲げる千葉県市川健康福祉センターに所属する者を除く。)に報償金とし て日額9,100円を支給する。

(事務)

第6条 連絡会の運営に係る事務は、保健部保健センター健康支援課において処理する。 (補則)

第7条 (略)

資料編

附則

- この要綱は、平成23年 8月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年10月26日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年 9月11日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

2 食育基本法 (平成 17 年 法律第 63 号)

食育基本法(平成十七年六月十七日法律第六十三号) 最終改正:平成二七年九月——日法律第六六号

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)(抜粋)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)(省略)

附則(省略)

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を 実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と 生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のと れた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の 食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会

の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への 貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、食の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その 地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

- 第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に のっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努 めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

- **第十六条** 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育 推進基本計画を作成するものとする。
- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 食育の推進の目標に関する事項
- 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農 林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければなら ない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(市町村食育推進計画)

- 第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

- 第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の 推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボラン

ティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

3 用語解説

«アルファベット順»

[B]

BMI

"Body Mass Index"の略称。「体重(kg)÷身長(m);身長(m)」で算出される体格 指数のことで、肥満度を測るための国際的な指標。医学的に最も病気が少ない数値として 22 を「標準」とし、18.5 未満を「やせ」、25 以上を「肥満」としている。

(E)

e-モニター制度

市川市 e - モニター制度(愛称: e モニ)とは、市川市が運営する登録制のアンケート制度。 モニター登録者がインターネットを活用し、パソコンや携帯電話へ電子メールで市から送られ たアンケート情報に回答する。市政に関する情報提供及び市民の行政ニーズを的確に把握・分 析し、行政運営に広くかつ迅速に反映させ、行政事務の効率化を図り、開かれた市政を実現す ることを目的としている。

[N]

NPO

"Non-Profit Organization"の略称で、営利を目的としない民間の組織や団体のこと。平成 10 年 12 月、特定非営利活動を行う団体への法人格付与等により、市民の社会貢献活動の発展 を目指す特定非営利活動促進法が施行された。

«五十音順»

【え】

栄養教諭

教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体のものとして行う。学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行い、学校における食育の推進の中核的な役割を担う。平成 17 年 4 月に施行された。

栄養機能食品

保健機能食品の一つ。特定の栄養成分の補給のために利用される食品で、栄養成分の機能を表示する食品。(出典:消費者庁 Web サイト)

[き]

機能性表示食品

保健機能食品の一つ。事業者の責任において、機能性関与成分によって健康の維持及び増進 に資する特定の保健の目的(疾病リスクの低減に係るものを除く)が期待できる旨を科学的根拠 に基づき表示した食品。(出典:消費者庁 Web サイト)

共食

一人で食べるのではなく、家族や友人、職場や地域の人など誰かと一緒に食卓を囲んで共に 食事をすること。

魚食文化フォーラム実行委員会

市内水産業への理解と水産業の消費拡大を促進するため、平成4年9月に生産者・消費者・小売業者・行政から組織された魚食文化フォーラム実行委員会を設立し、市民が参加できる、魚のさばき方教室、水産物販売イベントや小学校でのノリ漉き体験授業の支援等を行っている。

【け】

健康寿命

健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味する。

健康都市

健康都市(Healthy City)は、WHO(世界保健機構)が提唱したもので、「都市の物的・社会的環境の改善を行い、そこに住む人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で自身の最高の状態を達成するために、都市にある様々な資源を幅広く活用し、常に発展させていく都市」のこと。

[6]

食育推進基本計画

食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値、食育月間(毎年6月)、食育の日(毎月19日)などを盛り込んでいる。

食生活サポーター(令和5年4月1日「食生活改善推進員:愛称ヘルスメイト」より名称変更) 市川市から委嘱を受け、市民へ食生活の大切さを伝え健康への意識を高められるよう、地域 における食を通した健康づくりの推進活動をするボランティア。

【す】

すこやか検診

未来を担う子ども一人ひとりが健やかに成長できるよう、平成 17 年度より「生活習慣病の早期発見」を目的に、市内の公立小学校 5 年生の健康状態(身体計測、血圧、腹囲、血液検査)を把握し、生活習慣の改善や今後の健康な体づくりを目的に実施する検診。

3R (スリーアール)

Reduce (廃棄物等の発生抑制)、Reuse (再使用)、Recycle (再生利用)の3つの頭文字をとったもの。循環型社会を構築していくためのキーワード。

[せ]

生活習慣病

食生活の乱れや運動不足・喫煙・過度の飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」「循環器疾患(脳卒中や心疾患)」「悪性新生物(がん)」など。

【そ】

咀しゃく(そしゃく)

口の中で食べ物をよく噛み砕き、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、飲み込みやすい 大きさ・かたさにし、嚥下(飲み込む)するまでの一連の動作。

【ち】

地域ブランド

ある産品について、その地域の事業者が協力して「地域名」と「産品名」を組み合わせた商標を登録して用いること。その地域にある商品やサービスなどが、地域外の消費者からの評価を高めて、地域全体のイメージ向上と地域活性化に結び付くとされる。 J A いちかわでは、約250年前(江戸時代)から栽培が始まったとされる梨を「市川のなし」、「市川の梨」の2商標とし、平成19年8月に特許庁の地域団体商標制度に登録された。

地産地消

その地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取り組みのこと。流通コストが削減されるだけでなく、消費者と生産者の交流が図られることで、食育の推進につながる。

[T]

低栄養

健康的に生きるために必要な量の栄養素が不足した状態。

適正体重

「身長(m)×身長(m)×22」で算出される標準体重のこと。元気で長生きできる理想の体重と言われている。成人では国際的な標準指標である BMI を用いて肥満等の判定を行う。

(ح)

特定保健用食品

保健機能食品の一つ。体の生理学的機能などに影響を与える保健効能成分(関与成分)を含み、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨の表示(保健の用途の表示)をする食品。 (出典:消費者庁 Web サイト)

【な】

中食

惣菜店やコンビニエンスストア・スーパーなどで弁当や総菜などを購入したり、外食のデリバリーサービスを利用して、商業的に調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事。

[^]

ヘルシースクール

生活の中で子ども達が健康について自ら考え行動し、望ましいライフスタイルの確立を図ることを目標に、各市立幼稚園・小・中・義務教育学校・特別支援学校で健康に関する取り組みを行うもので、健康都市推進のためのモデルプロジェクト。

【め】

メタボリックシンドローム(Metabolic Syndrome)

内臓脂肪症候群。内臓に脂肪が蓄積した肥満(内臓脂肪型肥満)により、肥満症や高血圧、 高脂血症、糖尿病等の生活習慣病が引き起こされやすくなった状態のこと。

[5]

ライフスタイル

生活様式のこと。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会の関わり方までを含む広い意味での生き方を表す。

ライフステージ

人間の一生を乳児期、幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期などと分けた、生活環境の 各段階のこと。